



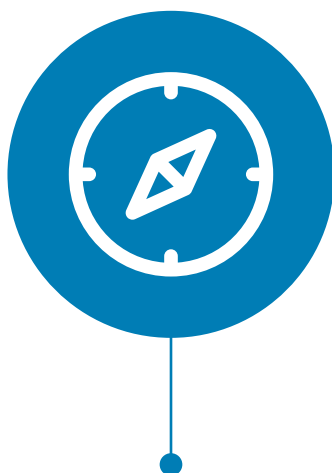
**Tohmatsu
Audit Quality Report 2016
- Additional Report -**

監査品質に関する報告書 2016

～「監査法人のガバナンス・コード」への対応状況に関する追加説明資料～

当監査法人の高品質な監査の実現に向けた取組み

「監査法人のガバナンス・コード」の諸原則を採用するとともに、適切なガバナンスと実効性のあるマネジメントの下で高品質な監査の実現に取り組んでいます。

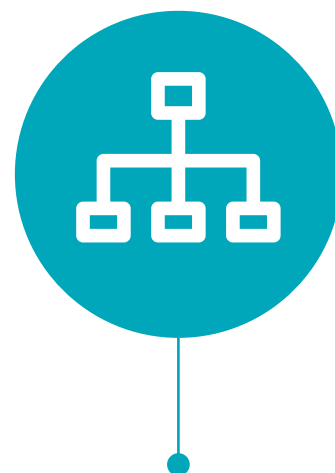


原則1

対応済

監査法人が果たすべき役割

- ✓ 最高経営責任者である包括代表が当監査法人の監査品質の最終責任を負う
- ✓ 監査品質を最重視する「Quality first」の実践
- ✓ デロイト グループのPurpose（存在理由）の中核は、品質およびIntegrity（誠実性）であることを明確化



原則2

対応済

組織体制（マネジメント）

- ✓ 当監査法人のマネジメント（経営執行機関）は、ボード（ガバナンス機関）が決定した経営方針に基づいて事業計画を策定・実行
- ✓ マネジメントを構成する執行役は、実務に精通しかつ高い資質を有する者の中から最高経営責任者である包括代表が指名



原則3

対応中

組織体制（ガバナンス）

- ✓ ボードがガバナンスを担う
- ✓ ボードは経営執行には関与しない
ボード議長および評議員を3分の2以上とするとともに、指名委員会等設置会社に倣い
ボード内委員会として監査・推薦・報酬の各委員会を設置
- ✓ 従来からの外部の監査委員（弁護士）に加え、ボードの議論の質と透明性をさらに高めるため、外部有識者をボードメンバーとして招聘してその知見を活用



原則4

対応済

業務運営

- ✓ マネジメントと監査の現場との双方向の情報伝達を促進
- ✓ 監査の現場における被監査会社との率直なコミュニケーションを実践
- ✓ 人材育成の基本理念に基づいた総合的な育成プログラムを策定し、プロフェッショナル人材の育成に資する人事管理・評価を実施



原則5

対応中

透明性の確保

- ✓ 監査品質向上の取組みを説明するTohmatsu Audit Quality Reportを発行
- ✓ 被監査会社の監査役を対象とした「トーマツ ガバナンス フォーラム」を通じて当監査法人の監査品質向上に向けた取組みを発信
- ✓ 資本市場の参加者等のステークホルダーとの対話を実施



原則1 監査法人が果たすべき役割

対応済

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針1-1

監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

- 当監査法人では、監査品質の最終的な責任者である包括代表の下で、監査品質を最も重視する「Quality first」を実践しています。
- 包括代表は、会計監査が資本市場を支える重要なインフラであり、これを担う監査法人としての責任の重大さを深く認識し、以下の3点を特に重視して組織的な運営に臨んでいます。
 - ✓ 監査法人の第一の使命は、公認会計士としての職業的懐疑心を発揮し監査基準等に従って被監査会社の財務諸表を監査し、その内容が適正かどうかという意見表明を行うことであり、監査法人は企業の財務報告に関するアカウンタビリティと資本市場の発展に対して、重要な役割と責任を果たさなければならないこと
 - ✓ 内部統制の不備や経営に影響を及ぼすような重要な不正を見逃さないことはもちろん、監査を通じて得られた気付きやリスクマネジメント上の課題などを、第三者の立場から率直に提言するという企業の経営を担うマネジメントからの期待に応えること
 - ✓ 監査の本質的な機能である批判的な機能と指導的機能を発揮し、社会及び企業からの要求及び期待に応えるために、独立不羈の精神に基づく人間形成、人間的信望を得ることが何よりも重要であり、社員及び職員の日々の研鑽を促すこと

指針1-2

監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

- 当監査法人は、自らが所属するグローバル組織であるデロイトが掲げる“Deloitte makes an impact that matters”（社会にとって重要な事柄に向き合って解決していく）というPurpose（存在理由）を採用しています。
- 多様な人材を擁する当監査法人を含むデロイト・トーマツグループにおいて、このPurpose（存在理由）の実現を追求するためには、率直で真面目、かつ誠意を持った発言と行動を意味するIntegrity（誠実性）を持続することが不可欠だと考えています。
- デロイト・トーマツグループでは、このIntegrity（誠実性）を持った行動とはなにかを具体的に示した「デロイト・トーマツグループCode of Conduct」を定め、社員及び職員の価値基準・行動基準としています。

指針1-3

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

- 監査業務において、職業的懐疑心を発揮して重要な内部統制の不備や不正を見逃さないという社会の期待に応えることはもちろん、監査の過程において課題を発見し、今後の経営に資する率直な提言を行うことにより、被監査会社の財務報告責任の遂行やガバナンスの向上を通じた企業価値の向上に寄与し、経済社会に広く信頼と安心感を提供することが、当監査法人が追求する「高品質な監査」です。
- このような高品質な監査を実現するために当監査法人では8つの「監査厳守事項（Audit Imperatives）」を掲げ、法人の構成員はこれに即して監査業務に従事しています。
- 職業倫理と監査品質を最重要視する文化を醸成するために、包括代表や監査事業本部長が陣頭に立って法人の構成員に対する周知・徹底（Tone at the Top）を図っています。

指針1-4

監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

- 当監査法人を含むデロイト トーマツ グループが採用している「デロイト トーマツ グループ Code of Conduct」では、能力あるプロフェッショナルが高い価値を生む意欲を持つことを促すために、個性を尊重し、多様性を尊び、公正な処遇を行うことにコミットしています。

指針1-5

監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

- 監査業務を中核としたデロイト トーマツ グループは、企業の様々な経営課題に対応する総合プロフェッショナルファームとして、監査業務だけでなく、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務といった非監査業務を提供し、“Deloitte makes an impact that matters”（社会にとって重要な事柄に向き合って解決していく）というPurpose（存在理由）を希求し実践しています。
- 監査業務においては、被監査会社を取り巻く事業環境の変化、ITの高度化、国際間取引の増加等に対応した的確な監査を実施するため、グループ内の多数の専門家が監査チームに参画しています。例えば、情報システムやその管理体制の評価、複雑な税額計算、年金債務等の特殊な数理計算、金融商品の評価、不動産の評価、不正調査、事業価値評価など、それぞれの専門領域の知見を活用して高品質な監査の遂行に貢献しています。
- これらの専門家で構成される各チームは、被監査会社だけでなく、監査業務を提供していない企業に対しても、非監査業務を提供することがあります。業務を受嘱する際には、被監査会社からの独立性を保持するとともに、既存の非監査業務との間で利益相反が生じることを防止する観点から、業務提供の可否を検討しています。

「監査厳守事項(Audit Imperatives)」

- (1) 監査の過程を通じて客観的かつ懐疑的であり続ける。特に、経営者の判断を要する領域や企業の通常の取引過程から外れた取引を批判的に検討する。
- (2) 重要な勘定や関連する開示に係るプロセスのフローを十分に理解する。関連する内部統制の識別、そのデザイン及び業務への適用の評価、また、該当する場合には、その運用評価手続を十分に実施する。
- (3) 期中からの一連の監査過程を通じ、適切な時期に監査手続を実施し、監査サービスの提供において革新をもたらすことができるよう、監査の包括的なプロジェクト・プランを策定し遂行する。
- (4) 企業に応じた監査上の対応をカスタマイズすることにより、専門家等（適切な専門知識を有するチームメンバーを含む）が関与する領域に対して専門知識を適用する。
- (5) 構成単位の監査人の管理・監督及び作業の査閲は、強い意志を持って行う。
- (6) 自らのそして他の監査チームメンバーの監査スキルを向上させることにより、専門能力の開発を促進する。
- (7) 的確なリスク評価手続を実施することにより、重要な虚偽表示リスクを適切に識別及び評価するとともに、識別したリスクに対応するリスク対応手続を立案し実行する。
- (8) 一人ひとりが、そしてトーマツの全員が、品質に責任をもつ。



原則2 組織体制(マネジメント)

対応済

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

指針2-1

監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。

- 当監査法人のマネジメント(経営執行機関)は執行役で構成されるExecutive Committeeにより担われています。
- 執行役は、実務に精通しかつ高い資質を有する者の中から、マネジメントの責任者である包括代表に指名されます。
- Executive Committeeは、ボード(ガバナンス機関)が決定した経営方針に基づいて事業計画を策定・実行し、当監査法人の組織的な運営に関する機能を担っています。

指針2-2

監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与

- 監査品質の信頼性に重要な影響を及ぼし得るような重要な事項については、Executive Committeeや週次の執行役会議で適時に共有され、包括代表による指示のもと、対応を図ります。
- 当監査法人では、当監査法人を含むデロイト・トーマツグループ全体の品質管理を統括する責任者である執行役としてレピュテーション・リスク本部長を設置し、監査業務・非監査業務のリスクに横断的に対応するための体制を整備しています。
- 個別の監査業務における監査意見の形成過程において重要となりうる事項については、執行役である品質管理本部長の下で審議します。

- 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備

- 当監査法人では、品質管理部門において経済環境等のマクロ的な分析を行うとともに、10のインダストリーに分かれたインダストリー事業ユニットにおいてメンバー内で最新の知見の蓄積や監査業務のベストプラクティスを共有することにより、マクロ・ミクロ両面でのリスクや環境分析を行っています。

- 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備

- 「経済社会からの要請に真摯な姿勢で対応し、高品質なサービスを提供する、信頼性の高いプロフェッショナルを育成・輩出する」という人材育成の基本理念に基づいて、総合的な育成プログラムを策定しています。これを踏まえて、プロフェッショナル人材の育成に資する人事管理・評価を実施しています。

- 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備

- 当監査法人は、Illumia(データを活用した監査手続)、Cognia(情報提供用ポータルサイト)、Magnia(監査業務管理システム)、Balance Gateway(残高確認オンラインサービス)などを活用して、監査イノベーションを監査実務に積極的に取り込んでいます。
- これら以外のITを活用した会計監査の手法に関する調査・研究も進めています。

指針2-3

監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。

- 当監査法人のマネジメント(経営執行機関)を構成する執行役は、実務に精通しかつ高い資質を有する者の中から、マネジメントの責任者である包括代表に指名されます。



原則3 組織体制(ガバナンス)

対応中

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針3-1

監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。

- 当監査法人では、マネジメント（経営執行機関）を監督・評価するガバナンス機関としてボードを設置しています。
- ボードは、ボード議長、包括代表、評議員および執行役で構成され、マネジメントには関与しないボード議長および評議員がその3分の2以上を占めることによりガバナンスの強化を図っています。
- 指名委員会等設置会社に倣いボード内の委員会として評議員のみで構成される推薦・報酬・監査の各委員会を設置し、監査委員会には法人外監査委員として外部の弁護士を選任しています。

指針3-2

監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。

- 従来からの外部の監査委員（弁護士）に加え、2017年6月からは、独立した第三者である外部有識者がボードの無議決権メンバーとして加わります。
- 外部有識者の独立した視点から直接助言・提言を得るとともに、外部有識者が有する知見を活用することにより、ボードの議論の質と透明性を高めます。

指針3-3

監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

- 外部有識者には、当監査法人のボードメンバーとして、被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等のステークホルダーとの対話や、パートナーシップ・ガバナンスの強化のための社員との対話、本原則の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価等への関与を予定しています。
- 当監査法人を中核法人の1つとするデロイト トーマツ グループのグループ全体のガバナンスを担うデロイト トーマツ 合同会社のボード内委員会として、外部有識者のみで構成される「公益監督委員会」を設置します。
- 第三者により構成される「公益監督委員会」をデロイト トーマツ 合同会社に設置することにより、当監査法人のみならず、デロイト トーマツ グループに対する社会やステークホルダーからの期待に応えると共に、グループ全体のレピュテーション強化とガバナンス向上のため、グループ全体の視座からの助言・提言を得ることとします。

指針3-4

監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

- ボードは経営に関する重要事項を決定・承認する機関として位置付けられています。
- ボード及びボード内の各委員会は、この任務を適切に遂行するために必要な情報提供を求める権限があり、これを補佐する機関としてボード議長室が設置され、各会議を補佐しています。



原則4 業務運営

対応済

監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針4-1

監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

- 当監査法人のマネジメント（経営執行機関）を担うExecutive Committeeには、監査品質の信頼性に重要な影響を及ぼし得るような重要な事項が報告され、監査品質向上に向けた議論を行い様々な施策が検討される体制を採用しています。
- Executive Committeeで議論・検討された施策は、執行役である監査事業本部長と品質管理本部長を通じて法人内に共有されます。
- 監査事業本部長と品質管理本部長は、監査業務会議を主催し、監査品質推進施策を検討・決定し、この実行状況をモニタリングしています。
- 監査業務会議で決定した施策を各事業部や監査現場レベルに浸透させる体制が、各事業部に配置された監査品質推進担当社員の下に整えられています。

指針4-2

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

- デロイト トーマツ グループが定めるCode of Conductでは、能力あるプロフェッショナルが高い価値を生む意欲を持てることにコミットしています。
- この基本原則を前提に、「経済社会からの要請に真摯な姿勢で対応し、高品質なサービスを提供する、信頼性の高いプロフェッショナルを育成・輩出する」という人材育成の基本理念に基づいて、総合的な育成プログラムを策定しています。
- この育成プログラムを踏まえて、プロフェッショナル人材の育成に資する人事管理・評価を実施しています。
- 若手スタッフには経験豊富な上司をサポート役のアセッサーとして付け、キャリアディベロップメントを支援しています。
- 職業的懐疑心を発揮することを促すために、教育研修を通じて、過去の不正の実例やその発見に至る端緒、必要な対応等についての理解を深める取組みを実施しています。

指針4-3

監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること
- 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること
- 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること

- 当監査法人の各部門の責任者は執行役と同様に、実務に精通しかつ高い資質を有する者の中から選任され、適切に配置されています。
- この責任者の下で、高品質な業務を実施するために適切な人材が選任され、チームメンバーが構成されます。
- 多様な経験を積むための機会を創出することで、職業的懐疑心の醸成や監査のプロフェッショナルとして期待される役割を十分に果たせる人材の育成を行っています。
 - ✓ 当監査法人内の品質管理本部への異動プログラム
 - ✓ 事業部間やグループ会社内の人事異動
 - ✓ 海外派遣プログラム
 - ✓ 日本公認会計士協会や財務会計基準機構等の外部団体への出向 等

指針4-4

監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

- 当監査法人では、リスクアプローチに基づく的確な監査を実践するために、企業とその環境の深い理解に基づく監査上のリスク評価と対応手続が最重要と考えています。
- 実際に被監査会社のマネジメント層や監査役との密接なコミュニケーションを実施することにより、十分な情報提供を得てリスクアセスメントを行っています。

指針4-5

監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。

- 「コンプライアンス・ホットライン(通報窓口)」を設置し、グループ各法人、その社員・職員およびグループの業務に係る法令違反・不正行為(粉飾などの会計不正、公認会計士の独立性違反、インサイダー取引等)等について広く通報を受ける体制を整備しています。
- 通報方法についてはデロイト トーマツ グループのウェブサイトに掲載して広く周知するとともに、コンプライアンス意識を高めるための様々な施策を法人内で実施しています。
- 通報の取扱いにあたっては、内部または外部の弁護士が関与して秘密保持を徹底し、通報者が不利益を受けることがないように細心の注意を払っています。また、適切な通報を行った者が解雇その他のいかなる不利益を受けないことを内部規程で定めています。



原則5 透明性の確保

対応中

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針5-1

監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。

- 当監査法人の監査品質の向上に向けた取組みについては、2016年12月より『Tohatsu Audit Quality Report (監査品質に関する報告書)』にて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等に公表しています。
- 本原則の現時点での適用状況は本冊子で報告させていただきますが、今後は『Tohatsu Audit Quality Report (監査品質に関する報告書)』に集約して報告します。

指針5-2

監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。

- 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
- 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
- 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方
- 経営機関の構成や役割
- 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献
- 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

- 2016年12月に公表した『Tohatsu Audit Quality Report 2016 (監査品質に関する報告書 2016)』では、
 - ▶ 経営理念
 - ▶ 包括代表等マネジメントの姿勢
 - ▶ ガバナンス・経営機関の構成や役割等を説明しています。
- 次年度以降に公表する『Tohatsu Audit Quality Report (監査品質に関する報告書)』では、これらの項目に加えて
 - ▶ 当監査法人の業務における非監査業務の位置づけについての考え方
 - ▶ 外部有識者の選任理由・役割及び貢献
 - ▶ 監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 等
 本原則の履行状況を被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等に説明していきます。

指針5-3

監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

- 『Tohatsu Audit Quality Report (監査品質に関する報告書)』を発行して監査品質向上に向けた取組みを公表することに加えて、被監査会社の監査役等とは「トーマツガバナンスフォーラム」において、直接的な対話を実施しています。
- アナリスト及び投資家をはじめとする資本市場の参加者等とのコミュニケーションを積み重ねています。
- 今後は外部有識者の知見を活用しながら、これらの取組みをより発展させる施策を検討していきます。

指針5-4

監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

- 今後は、本原則の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価した結果についても、『Tohatsu Audit Quality Report (監査品質に関する報告書)』で報告します。

指針5-5

監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

- 当監査法人は、ガバナンスの状況や監査の品質を確保するための取組み等を資本市場の参加者等に積極的に開示・説明を行い、監査の品質について適正な評価を受けることができるよう引き続き努めていきます。
- 今後は、本原則の適用の状況などの評価を、外部有識者の外部的な知見も活用しながら分析し、組織的な運営の改善につなげていきます。

「監査法人のガバナンス・コード」と当監査法人の対応

2017年3月に金融庁より公表された「監査法人のガバナンス・コード」の原則および指針に関する当監査法人の対応状況は、2016年12月発行の『Tohatsu Audit Quality Report 2016 (監査品質に関する報告書 2016)』(以下、TAQR*)と本誌の以下のページで説明しています。

TAQR Tohatsu Audit Quality Report 2016

原則および指針	説明箇所
【監査法人が果たすべき役割】	
 原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	対応済
指針1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	TAQR P1 トーマツの目指す「高品質な監査」 P5 包括代表メッセージ P39,43 パートナシップ ガバナンス P47 品質重視の文化の醸成に向けて P48 デロイトトーマツ グループ CEOより
指針1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	TAQR P2 デロイトトーマツ グループ 経営理念 P2 Deloitte network Purpose P17 監査厳守事項 (Audit Imperatives) P37 デロイトトーマツ グループ Code of Conduct
指針1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	TAQR P36 必要な経験を積むための機会の創出 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価
指針1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	TAQR P11-13 監査チーム P18 監査チームによる高品質な監査の実践を支え、全体の改善につなげる施策例 P19 インダストリーごとのビジネス知見の深化と活用
指針1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	TAQR P41 デロイトトーマツ グループのガバナンス P44 トーマツの組織体制 本誌 P13 デロイトトーマツ グループのガバナンス向上
【組織体制】	
 原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。	対応済
指針2-1. 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P29-32 品質管理体制 P40 有限責任監査法人トーマツのガバナンス P41 デロイトトーマツ グループのガバナンス P44 トーマツの組織体制
指針2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P29-32 品質管理体制 P30 不正リスクへの対応
● 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	TAQR P13 監査の変革を目指す監査チームアクションプラン(TAP) P14 監査先企業とのタイムリーで率直なコミュニケーション P19 インダストリーごとのビジネス知見の深化と活用
● 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	TAQR P33-36 人材育成 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価
● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	TAQR P7,8 監査事業本部長メッセージ P21-24 監査イノベーション
● 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備	TAQR P40 有限責任監査法人トーマツのガバナンス P40 包括代表の選出プロセス
指針2-3. 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	
 原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	対応中
指針3-1. 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	TAQR P39-44 ガバナンス
指針3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	TAQR P40 法人外監査委員 本誌 P13,14 外部有識者の知見の活用
指針3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	TAQR P40 法人外監査委員 本誌 P13,14 外部有識者の知見の活用
● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ● 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	

Tohatsu Audit Quality Report 2016	
原則および指針	説明箇所
指針3-4. 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	TAQR P39-44 ガバナンス P40 法人外監査委員 P43 評議員の活動 本誌 P13,14 外部有識者の知見の活用
【業務運営】	
原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	対応済
指針4-1. 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P30 期中における率直なコミュニケーションを実践するコンサルティング等への取り組み P47 品質重視の文化の醸成に向けて
指針4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	TAQR P33-36 人材育成 P36 必要な経験を積むための機会の創出 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価
指針4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	TAQR P15,16 監査チームの監査品質向上を支え、推進するための組織体制 P29-32 品質管理体制
● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	TAQR P36 必要な経験を積むための機会の創出
● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	TAQR P33 社会の期待に応えるプロフェッショナルの育成 P36 監査品質とコンプライアンスを最重要視した社員の評価
● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	TAQR P14 監査先企業とのタイムリーで率直なコミュニケーション
指針4-4. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	TAQR P30 不正リスクへの対応 P37 コンプライアンスホットライン
指針4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	
【透明性の確保】	
原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	対応中
指針5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	TAQR 2016年12月に『Tohatsu Audit Quality Report 2016 (監査品質に関する報告書 2016)』を公表しています。
指針5-2. 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。	
● 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	TAQR P1 トーマツの目指す「高品質な監査」 P5 包括代表メッセージ P39,43 パートナリシップ ガバナンス P47 品質重視の文化の醸成に向けて P48 デロイトトーマツグループCEOより
● 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	TAQR P2 デロイトトーマツグループ経営理念 P2 Deloitte network Purpose P17 監査厳守事項 (Audit Imperatives) P37 デロイトトーマツグループ Code of Conduct
● 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む)の位置づけについての考え方	TAQR P41 デロイトトーマツグループのガバナンス P44 トーマツの組織体制 本誌 P13 デロイトトーマツグループのガバナンス向上
● 経営機関の構成や役割	TAQR P40 有限責任監査法人トーマツのガバナンス P40 包括代表の選出プロセス
● 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献	TAQR P40 法人外監査委員 本誌 P13,14 外部有識者の知見の活用
● 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	TAQR P31 多層で厳格な品質管理体制と個別業務の定期的な検証(業務審理) TAQR P13 監査の変革を目指す監査チームアクションプラン(TAP)内の監査先企業からの「トーマツが提供する業務に関するアンケート調査」
指針5-3. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	
指針5-4. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	TAQR P17 法人としての監査品質の継続的改善のためのAudit Quality Plan TAQR P31 多層で厳格な品質管理体制と個別業務の定期的な検証(業務審理)
指針5-5. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	資本市場の参加者等との意見交換会を開始しています。

※『Tohatsu Audit Quality Report 2016』は<http://www.deloitte.com/jp/audit-quality2016>に掲載しています。

外部有識者の知見の活用

当監査法人のガバナンス向上

当監査法人はボードメンバーとして外部有識者3名を選任しました。2017年6月より、独立した第三者である外部有識者がボードでの議論に加わります。

当監査法人は、2015年12月より指名委員会等設置会社に倣った機関設計としています。外部有識者は、一般事業会社の取締役会に該当するボードの無議決権メンバーとして加わります。従来からの外部の監査委員（弁護士）に加え、今般、グローバル経営、金融市場、会計・財務等の経験・知見を有する外部有識者が、経営から独立した第三者の立場から議論に加わることで、ボードの議論の質と透明性をさらに高めます。また、「監査法人のガバナンス・コード」への対応も踏まえ、経営執行機関に対する監督機能の強化、監査品質の向上を図ってまいります。

なお、当監査法人には会計監査人としての独立性の保持、すなわち被監査会社から独立した第三者的な立場でいることが要請されていることに鑑み、外部有識者の選任に際しては、当監査法人の被監査会社の主要株主でないことと、被監査会社の役員その他の財務報告に重要な影響力を有する地位を有していないことの2点を選任の条件としています。

デロイトトーマツ グループのガバナンス向上

当監査法人を含むデロイト トーマツ グループ全体のガバナンスを担うデロイト トーマツ 合同会社のボード内に、当該外部有識者から構成される公益監督委員会を2017年6月に新設します。公益監督委員会は、社会やステークホルダーからの期待に応える会計監査の品質を確保するために、グループにおいて適切な業務管理体制が整備運用されるように、独立した視点から助言・提言を行います。これにより、デロイト トーマツ グループ全体のレピュテーション強化とさらなるガバナンス向上を図ってまいります。

さらに、同月にボード内にグループリスク委員会を設置します。グループリスク委員会は、監査品質への影響の高いリスクを中心に、マネジメントが客観的多角的観点からリスクを識別し、そのリスクを適切にコントロールすることを促す役割を担います。

外部有識者 (50音順)

(2017年5月1日時点)

つきはら こういち
月原 紘一氏

三井住友カード株式会社 特別顧問
元 三井住友カード株式会社 取締役会長
元 株式会社三井住友銀行 副頭取
兼 三井住友フィナンシャルグループ 副社長

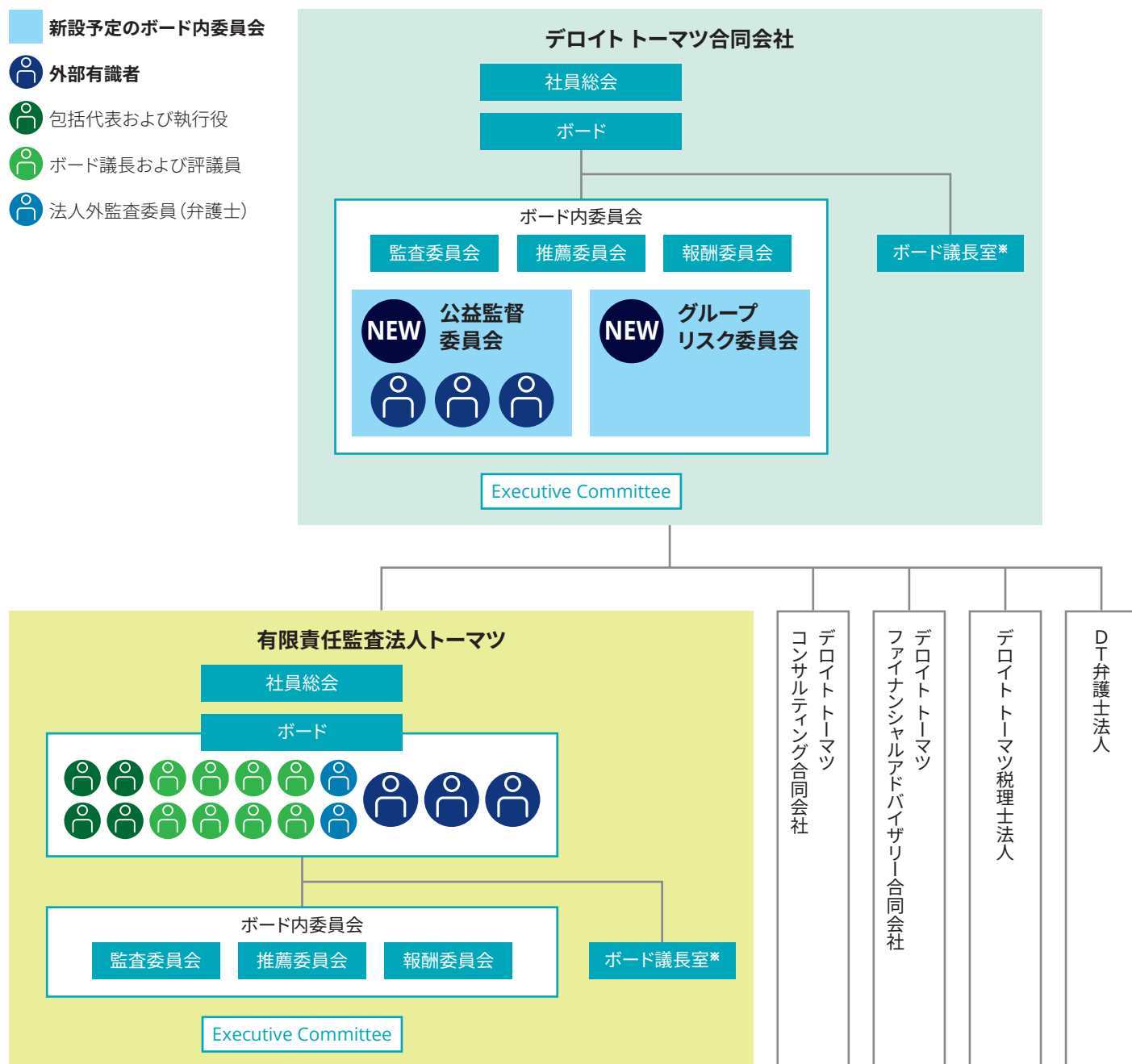
ますだ やすまさ
栴田 恭正氏

アステラス製薬株式会社
元 上席執行役員 財務担当 (CFO)
上席執行役員 社長付
(上席執行役員 財務担当)

みよし たかし
三好 崇司氏

元 株式会社日立製作所 代表執行役副社長

2017年6月からのガバナンス体制図



※ボードおよびボード内委員会の運営を補佐しています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDTI弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitterもご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を経営します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

監査法人初となる 次世代認定マーク「くるみん」を取得 (2013年7月)

法で定められた内容を上回る育児休業制度の整備や次世代育成支援、ワークライフマネジメント促進に向けた社内啓蒙活動等を積極的に行ったことから、子育てサポート企業として厚生労働省により認められ、2013年7月17日付で監査法人で初となる次世代認定マーク「くるみん」の取得に至りました。その後も2年間の実績を踏まえ、2015年8月に連続認定を受けたため、同年よりくるみんマークの星が2つに増えました。



子育てサポート企業
次世代認定マーク

